

広告付き地図案内板設置事業仕様書
(門司区、小倉北区、若松区、八幡西区、戸畑区役所共通)

(1) 設置(掲出)場所等について

施設名称 (所在地)	①門司区役所(北九州市門司区清滝一丁目1番1号) ②小倉北区役所(北九州市小倉北区大手町1番1号) ③若松区役所(北九州市若松区浜町一丁目1番1号) ④八幡西区役所(北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号) ⑤戸畑区役所(北九州市戸畑区千防一丁目1番1号)
設置場所	①門司区役所(庁舎1階 中央階段横) ②小倉北区役所(東棟1階 北玄関売店横の柱) ③若松区役所(西棟1階 正面玄関横) ④八幡西区役所(コムシティ4階 八幡西区役所総合案内付近) ⑤戸畑区役所(庁舎1階 総合案内付近) ※設置位置については、設置位置図をご覧ください。
設置期日	令和5年4月1日(土)
掲出期間	令和5年4月1日(土)～令和6年3月31日(日) ※当初許可年度を含めて5年を越えない範囲で更新することができます。 ※門司区役所については令和9年度に庁舎が移転する予定のため、使用許可の更新は許可年度を含めて4年を越えない範囲とします。 ※令和5年3月31日(金)まで設置位置に地図案内板を設置しているため、事業者が変更した場合には既設地図案内板の撤去が必要となることから、使用許可開始日については設置予定事業者と協議のうえ決定します。
募集形態	公募(価格競争制)
広告掲載が好ましくない業種・内容	※「北九州市広告掲載要綱」、「北九州市広告掲載基準」、「北九州市屋内広告事業実施要領」に準じます。
案内板の規格・仕様・管理等	別途「広告付き地図案内板設置事業仕様書」(各区役所)に記載。

※ 地図広告制作費、設置に係る費用等は設置事業者の負担となります。

(2) 申込みについて

申込対象	広告代理店
申込方法	別途「広告付き地図案内板設置事業者 募集要項」に記載。 申込書類の交付については、電子メールでも対応しますので、必要な場合は下記まで連絡してください。 (申込受付は持参のみとします。)
申込締切	令和5年1月27日(金)午後5時まで
募集要項等 配布場所	北九州市 市民文化スポーツ局 総務区政課 担当：森、藤田(係長) 所在地：北九州市小倉北区城内1番1号(市役所本庁舎2階) TEL：093-582-2155 FAX：093-562-1307

広告付き地図案内板設置事業仕様書

(門司区役所)

施設名称	門司区役所（北九州市門司区清滝一丁目1番1号）	
設置場所	門司区役所庁舎1階 中央階段横 ※設置位置について、詳しくは設置位置図をご覧ください。	
規格・デザイン ・管理等	案内版の規格	<p>【全体サイズ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高 1,900mm×横 2,700mm×奥 90mm 以内 <p>【表示サイズ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高 1,400mm×横 2,600mm 以内
	案内版の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・照明は、LEDバックライト仕様とする。 ・状況に応じて電源の入切及び調光ができるものであること。 ・電源の開閉はタイマーその他の機器により、自動制御できるものとし、区役所の開庁時間に稼働させるものとする。 ・当該案内板設備の製作、設置、維持管理、撤去等に要する費用及び現状回復に要する費用は、事業者の負担とする。 ・行政情報専用のパンフレットホルダー（A4版）を約7台設置すること。 ・案内板本体は庁舎施設に負担の少ない方法で固定するなど、地震等の際の転倒に対する防止策を十分講じること。 <p>なお、万が一事故等が発生した場合は、事業者の責任において確実に対応すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ない理由により、案内板本体の移動等の必要が生じた場合は、事業者はその指示に従わなくてはならない。なお、当該指示に従うことにより生じる費用は、事業者が負担する。 ・地図はモバイルとの連携などにより、利用者の利便性が向上するよう工夫すること。
	掲出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・表示内容は、フロアマップ、門司区広域図、門司区役所周辺図、広告の4部構成とし、広告の表示面積は、表示面積サイズの概ね3分の1とする。 <p>なお、パンフレットホルダーは行政情報専用として利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地図面は実態に即して見やすくきれいに作成し、視覚障害者に配慮したバリアフリー仕様とする。

		<ul style="list-style-type: none"> ・索引として門司区内の主要公共施設の名称・住所・電話番号をカテゴリー別に表示する。また、門司区内の避難場所を明示する。 ・広告枠内に、広告である旨を分かりやすく表記すること。
	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・案内板の維持管理は、設置事業者において行うこと。 ・年1回最新の地図、情報へ更新すること。
門司区役所 来庁者数等	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の概要：地上3階（一部塔屋あり）、地下1階建 ・職員数：約300人（市の関係機関等の職員含む） ・来庁者数：約800人/日（概算） 	
設置場所の特徴・ セールスポイント	総合案内付近の目立つ位置に設置される地図案内板は、来庁者の目を十分に引き、高い広告効果が期待できます。	
設置に係る 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・広告の内容（デザイン）については、製作前に、総務企画課のチェックを受けてください。デザインによっては、修正をお願いする場合があります。 ・掲出期間中に広告内容、デザインが不適切になったと市が判断する場合、広告内容等の変更をお願いすることがあります。 ・設置にあたって、案内表示等の既存の設置物を移動する必要がある場合は、総務企画課と協議をしてください。なお、既存の設置物の移動等に係る費用は全て設置事業者が負担することとします。 ・設置期間中であっても、レイアウト変更等により、やむを得ず、地図案内板設置を中止することがあります。 	

広告付き地図案内板設置事業仕様書

(小倉北区役所)

施設名称	小倉北区役所（北九州市小倉北区大手町1番1号）	
設置場所	小倉北区役所東棟1階 北玄関売店横の柱 ※設置位置について、詳しくは設置位置図をご覧ください。	
規格・デザイン ・管理等	案内版の規格	<p>【全体サイズ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高 2,100mm×横 3,160mm×奥 750mm 以内 <p>【表示サイズ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高 1,200mm×横 2,300mm 以内
	案内版の様	<ul style="list-style-type: none"> ・照明は、LEDバックライト仕様とする。 ・状況に応じて電源の入切及び調光ができるものであること。 ・電源の開閉はタイマーその他の機器により、自動制御できるものとし、区役所の開庁時間に稼働させるものとする。 ・当該案内板設備の製作、設置、維持管理、撤去等に要する費用及び現状回復に要する費用は、事業者の負担とする。 ・行政情報専用のパンフレットホルダー（A4版）を約7台設置すること。 ・案内板本体は庁舎施設に負担の少ない方法で固定するなど、地震等の際の転倒に対する防止策を十分講じること。床面、壁面への穴あけ加工などは行わないこと。なお、万が一事故等が発生した場合は、事業者の責任において確実に対応すること。 ・やむを得ない理由により、案内板本体の移動等の必要が生じた場合は、事業者はその指示に従わなくてはならない。なお、当該指示に従うことにより生じる費用は、事業者が負担する。 ・地図はモバイルとの連携などにより、利用者の利便性が向上するよう工夫すること。
	掲出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・表示内容は、小倉北区広域図、小倉北区役所周辺図、広告の3部構成とし、広告の表示面積は、表示面積サイズの概ね3分の1とする。なお、パンフレットホルダーは行政情報専用として利用する。 ・地図面は実態に即して見やすくきれいに作成し、視覚障害者に配慮したバリアフリー仕様とする。

		<ul style="list-style-type: none"> ・索引として小倉北区内の主要公共施設の名称・住所・電話番号をカテゴリー別に表示する。また、小倉北区内の避難場所を明示する。 ・広告枠内に、広告である旨を分かりやすく表記すること。
	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・案内板の維持管理は、設置事業者において行うこと。 ・年1回最新の地図、情報へ更新すること。
小倉北区役所 来庁者数等		<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の概要：地上8階（西棟は7階）、地下2階建 ・職員数：約1,600人（市の関係機関等の職員含む） ・来庁者数：約1,900人/日（概算）
設置場所の特徴・ セールスポイント		正面玄関付近の目立つ位置に設置される地図案内板は、来庁者の目を十分に引き、高い広告効果が期待できます。
設置に係る 留意事項		<ul style="list-style-type: none"> ・広告の内容（デザイン）については、製作前に、総務企画課のチェックを受けてください。デザインによっては、修正をお願いする場合があります。 ・掲出期間中に広告内容、デザインが不適切になったと市が判断する場合、広告内容等の変更をお願いすることがあります。 ・設置にあたって、案内表示等の既存の設置物を移動する必要がある場合は、総務企画課と協議をしてください。なお、既存の設置物の移動等に係る費用は全て設置事業者が負担することとします。 ・設置期間中であっても、レイアウト変更等により、やむを得ず、地図案内板設置を中止することがあります。

広告付き地図案内板設置事業仕様書

(若松区役所)

施設名称	若松区役所庁舎（北九州市若松区浜町一丁目1番1号）	
設置場所	若松区役所西棟1階 正面玄関横 ※設置位置について、詳しくは設置位置図をご覧ください。	
規格・デザイン ・管理等	案内版の規格	<p>【全体サイズ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高 2,100mm×横 2,100mm×奥 750mm 以内 <p>【表示サイズ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高 1,400mm×横 2,000mm 以内
	案内版の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・照明は、LEDバックライト仕様とする。 ・状況に応じて電源の入切及び調光ができるものであること。 ・電源の開閉はタイマーその他の機器により、自動制御できるものとし、区役所の開庁時間に稼働させるものとする。 ・当該案内板設備の製作、設置、維持管理、撤去等に要する費用及び現状回復に要する費用は、事業者の負担とする。 ・行政情報専用のパンフレットホルダー（A4版）を約5台設置すること。 ・案内板本体は庁舎施設に負担の少ない方法で固定するなど、地震等の際の転倒に対する防止策を十分講じること。 <p>なお、万が一事故等が発生した場合は、事業者の責任において確実に対応すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ない理由により、案内板本体の移動等の必要が生じた場合は、事業者はその指示に従わなくてはならない。なお、当該指示に従うことにより生じる費用は、事業者が負担する。 ・地図はモバイルとの連携などにより、利用者の利便性が向上するよう工夫すること。
	掲出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・表示内容は、若松区全域図、若松区役所周辺図、広告の3部構成とし、広告の表示面積は、表示面積サイズの概ね3分の1とする。 <p>なお、パンフレットホルダーは行政情報専用として利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地図面は実態に即して見やすくきれいに作成し、視覚障害者に配慮したバリアフリー仕様とする。

		<ul style="list-style-type: none"> ・索引として若松区内の主要公共施設の名称・住所・電話番号をカテゴリ別に表示する。また、若松区内の避難場所を明示する。 ・広告枠内に、広告である旨を分かりやすく表記すること。
	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・案内板の維持管理は、設置事業者において行うこと。 ・年1回最新の地図、情報へ更新すること。
若松区役所 来庁者数等		<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の概要：地上5階建 ・職員数：約200人 ・来庁者数：約400人／日（概算）
設置場所の特徴・ セールスポイント		1階玄関に設置されるため、目立つ位置にある地図案内板は、来庁者の目を十分に引き、高い広告効果が期待できます。
設置に係る 留意事項		<ul style="list-style-type: none"> ・広告の内容（デザイン）については、製作前に、総務企画課のチェックを受けてください。デザインによっては、修正をお願いする場合があります。 ・掲出期間中に広告内容、デザインが不適切になったと市が判断する場合、広告内容等の変更をお願いすることがあります。 ・設置にあたって、案内表示等の既存の設置物を移動する必要がある場合は、総務企画課と協議をしてください。なお、既存の設置物の移動等に係る費用は全て設置事業者が負担することとします。 ・設置期間中であっても、レイアウト変更等により、やむを得ず、地図案内板設置を中止することがあります。

広告付き地図案内板設置事業仕様書

(八幡西区役所)

施設名称	八幡西区役所（北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号）	
設置場所	八幡西区役所 コムシティ4階 八幡西区役所総合案内付近 ※設置位置について、詳しくは設置位置図をご覧ください。	
規格・デザイン ・管理等	案内版の 規 格	<p>【全体サイズ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高 2,100mm×横 2,500mm×奥 150mm 以内 ※横は円弧で 2,600mm 以内、奥は表示面から垂直方向の厚さ 150mm 以内 <p>【表示サイズ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高 1,400mm×横 2,400mm 以内 ※横は円弧で 2,500mm 以内
	案内版の 仕 様	<ul style="list-style-type: none"> ・照明は、LED バックライト仕様とする。 ・状況に応じて電源の入切及び調光ができるものであること。 ・電源の開閉はタイマーその他の機器により、自動制御できるものとし、区役所及び行政サービスコーナーの開庁時間に稼働させるものとする。 ・当該案内板設備の製作、設置、維持管理、撤去等に要する費用及び現状回復に要する費用は、事業者の負担とする。 ・行政情報専用のパンフレットホルダー（A4版）を約10台設置すること。 ・案内板本体は庁舎施設に負担の少ない方法で固定するなど、地震等の際の転倒に対する防止策を十分講じること。 <p>なお、万が一事故等が発生した場合は、事業者の責任において確実に対応すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案内板は設置位置の背面の壁と隙間なく一体となるよう、また、壁面からはみ出ることがないように設置すること。 ・やむを得ない理由により、案内板本体の移動等の必要が生じた場合は、事業者はその指示に従わなくてはならない。なお、当該指示に従うことにより生じる費用は、事業者が負担する。 ・地図はモバイルとの連携などにより、利用者の利便性が向上するよう工夫すること。

	<p>掲出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表示内容は、八幡西区広域図、八幡西区役所周辺図、広告の3部構成とし、広告の表示面積は、表示面積サイズの概ね3分の1とする。なお、パンフレットホルダーは行政情報専用として利用する。 ・地図面は実態に即して見やすくきれいに作成し、視覚障害者に配慮したバリアフリー仕様とする。 ・索引として八幡西区内の主要公共施設の名称・住所・電話番号をカテゴリー別に表示する。また、八幡西区内の避難場所を明示する。 ・広告枠内に、広告である旨を分かりやすく表記すること。
	<p>維持管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・案内板の維持管理は、設置事業者において行うこと。 ・年1回最新の地図、情報へ更新すること。
<p>八幡西区役所 来庁者数等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の概要：地上15階、地下2階建（主な区役所窓口は4階～6階） ・職員数：約640人（市の関係機関等の職員含む） ・来庁者数：約2,200人/日（概算） 	
<p>設置場所の特徴・ セールスポイント</p>	<p>コムシティ4階総合案内付近の目立つ位置に設置される地図案内板は、来庁者の目を十分に引き、高い広告効果が期待できます。</p>	
<p>設置に係る 留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広告の内容（デザイン）については、製作前に、総務企画課のチェックを受けてください。デザインによっては、修正をお願いする場合があります。 ・掲出期間中に広告内容、デザインが不適切になったと市が判断する場合、広告内容等の変更をお願いすることがあります。 ・設置にあたって、案内表示等の既存の設置物を移動する必要がある場合は、総務企画課と協議をしてください。なお、既存の設置物の移動等に係る費用は全て設置事業者が負担することとします。 ・設置期間中であっても、レイアウト変更等により、やむを得ず、地図案内板設置を中止することがあります。 	

広告付き地図案内板設置事業仕様書

(戸畑区役所)

施設名称	戸畑区役所（北九州市戸畑区千防一丁目1番1号）	
設置場所	戸畑区役所庁舎1階 総合案内付近 ※設置位置について、詳しくは設置位置図をご覧ください。	
規格・デザイン ・管理等	案内版の規格	<p>【全体サイズ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高 2,100mm×横 2,600mm×奥 90mm 以内 <p>【表示サイズ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高 1,400mm×横 2,500mm 以内
	案内版の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・照明は、LEDバックライト仕様とする。 ・状況に応じて電源の入切及び調光ができるものであること。 ・電源の開閉はタイマーその他の機器により、自動制御できるものとし、区役所の開庁時間に稼働させるものとする。 ・当該案内板設備の製作、設置、維持管理、撤去等に要する費用及び現状回復に要する費用は、事業者の負担とする。 ・行政情報専用のパンフレットホルダー（A4版）を約7台設置すること。 ・案内板本体は庁舎施設に負担の少ない方法で固定するなど、地震等の際の転倒に対する防止策を十分講じること。なお、万が一事故等が発生した場合は、事業者の責任において確実に対応すること。 ・やむを得ない理由により、案内板本体の移動等の必要が生じた場合は、事業者はその指示に従わなくてはならない。なお、当該指示に従うことにより生じる費用は、事業者が負担する。 ・地図はモバイルとの連携などにより、利用者の利便性が向上するよう工夫すること。
	掲出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・表示内容は、フロアマップ、戸畑区広域図、戸畑区役所周辺図、広告の4部構成とし、広告の表示面積は、表示面積サイズの概ね3分の1とする。 ・なお、パンフレットホルダーは行政情報専用として利用する。 ・地図面は実態に即して見やすくきれいに作成し、視覚障害者に配慮したバリアフリー仕様とする。

		<ul style="list-style-type: none"> ・索引として戸畑区内の主要公共施設の名称・住所・電話番号をカテゴリ一別に表示する。また、戸畑区内の避難場所を明示する。 ・広告枠内に、広告である旨を分かりやすく表記すること。
	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・案内板の維持管理は、設置事業者において行うこと。 ・年1回最新の地図、情報へ更新すること。
戸畑区役所 来庁者数等		<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の概要：地上3階（一部塔屋あり）、地下1階建 ・職員数：約160人（市の関係機関等の職員含む） ・来庁者数：約900人/日（概算）
設置場所の特徴・ セールスポイント		総合案内付近の目立つ位置に設置される地図案内板は、来庁者の目を十分に引き、高い広告効果が期待できます。
設置に係る 留意事項		<ul style="list-style-type: none"> ・広告の内容（デザイン）については、製作前に、総務企画課のチェックを受けてください。デザインによっては、修正をお願いする場合があります。 ・掲出期間中に広告内容、デザインが不適切になったと市が判断する場合、広告内容等の変更をお願いすることがあります。 ・設置にあたって、案内表示等の既存の設置物を移動する必要がある場合は、総務企画課と協議をしてください。なお、既存の設置物の移動等に係る費用は全て設置事業者が負担することとします。 ・設置期間中であっても、レイアウト変更等により、やむを得ず、地図案内板設置を中止することがあります。